

第1号発議案

新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行 に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年2月19日

提出者	宮崎悦男	榎井辰雄	松原良道
	高橋直揮	皆川雄二	小林一大
	桜井甚一	高倉栄男	大渊谷明
	長部登	志田邦	治

新潟県議会議長 金谷国彦様

新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、新潟県議会議員（以下「県議会議員」という。）の選挙における候補者（以下「候補者」という。）の政見等を選挙人に知らせるための選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 新潟県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、県議会議員の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）において、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならない。

- 2 選挙公報は、選挙区ごとに、発行しなければならない。
- 3 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。
- 4 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、県委員会が定める。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、県委員会に、文書で申請しなければならない。

- 2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 県委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

- 2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、県委員会がくじで定める。
- 3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町村（新潟市にあっては、区）の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するものとする。

2 市町村委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、県委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村委員会は、市役所、区役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(申請等の時間)

第7条 この条例の規定又はこの条例に基づき県委員会が定めるところにより候補者が県委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日以後にその期日を告示される一般選挙から施行する。

原案可決

全会一致

第3号発議案

中国への米をはじめとする食品等輸出規制緩和に
関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年3月23日

提出者 産業経済委員長 青柳正司

新潟県議会議長 金谷国彦様

中国への米をはじめとする食品等輸出規制緩和に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、中国においては、本県を含む10都県で生産された全ての食品等の輸入を禁止している。

日本産の食品等に対する輸入規制については、米国や欧州連合では規制緩和がなされているものの、我が国にとって主要な輸出先である中国をはじめとするアジアの国・地域を中心に規制が続いており、販路確保において大きな課題となっている。

本県では、事故発生以降、県産農産物の放射性物質検査を継続しており、これまで米をはじめとする県産主要農産物においては、基準値を超過した事例はない。

また、我が国有数の米の産地である本県は、平成30年産米から廃止となった生産調整に対応すべく努力を重ねており、輸出に活路を求めているところである。

よって国会並びに政府におかれては、中国における日本産の食品等の輸出に係る早期の規制緩和に向けて働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

新潟県議会議長 金谷国彦

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様
農林水産大臣	齋藤健様
経済産業大臣	世耕弘成様

原案可決

賛成多数

第4号発議案

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年3月23日

提出者	桜井甚一	松原良一	小林立	大	楡高	井橋	辰直	雄揮	宮皆	崎川	悦雄	男二
賛成者	中矢富	村野樫	康一	司学成	笠石佐	原塚藤	義卓	宗健之	青横小	柳尾島	正幸	司秀隆
	佐沢柄	野野沢	正峯	純修三	西早中	川野苺	洋吉謙	吉秀洸	岩尾村	身松辺	良孝二	昭郎夫
	小石藤	井田	博千	生修史	帆三佐	富藤山	佳伸三	治一広	渡星小	野島倉	伊佐夫	晋栄登
	池上小	田杉山	知芳太	賀子之	秋大安	山沢藤	峰浩久	枝子健	高長志	部田野	邦隆	男猛広
	青小	木島	義	徳	佐	藤		雄	重	川		

新潟県議会議長 金谷国彦様

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

現在、我が国は、2025年国際博覧会の大阪・関西への誘致に向け、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして開催国に立候補している。

2025年国際博覧会を我が国で開催することは、日本的価値を世界へ発信するとともに、人類共通の課題解決に貢献することにより国際社会における日本への理解と信頼を向上できるなど、極めて意義深いものがある。

加えて、国際博覧会の開催実現による経済波及効果は開催地にとどまることなく、国内外からの多数の観光客を本県に呼び込む絶好の機会ともなり、観光をはじめとする産業の振興や交流人口の拡大などを通じて、本県の更なる活性化につなげていくことが期待できるものである。

よって本県議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、国内機運の醸成など誘致実現に向けた取組を、国、地元大阪府・大阪市及び経済界と連携し、積極的に推進していくことを決意するものである。

以上、決議する。

平成30年3月23日

新潟県議会

第5号発議案

北朝鮮への制裁措置の徹底と拉致被害者の
一刻も早い救出を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年3月23日

提出者	笠原義宗	松原良一	小原林	榆井辰雄	高橋井	桜井直甚	雄揮一	官皆	崎川	悦雄	男二
賛成者	中石佐西早中帆三佐秋大安佐佐	村塚藤川川野苺富藤山沢藤藤	康卓洋吉謙佳伸三峰浩久	司健之吉秀洸治一広子健子雄雄	青横小岩尾村渡星小高長志片重	柳尾島村身松辺野島倉部田野川	正幸良孝二惇伊佐夫晋栄登男猛広	司秀隆一昭郎夫夫晋栄登男猛広	矢富佐沢柄小石藤池上小青小	野檉藤野沢野井田田杉山木島	学成純修三生修史子之元郎徳

新潟県議会議長 金谷国彦様

北朝鮮への制裁措置の徹底と拉致被害者の一刻も早い救出を求める意見書

北朝鮮は、韓国の平昌で開催された冬季オリンピックに金正恩朝鮮労働党委員長の妹である金与正氏ら高官代表団を派遣し、韓国の文大統領に訪朝を呼びかけるなど、オリンピックによる融和ムードを最大限に利用して、韓国に対しほほ笑み外交を仕掛けてきた。

その後、韓国と北朝鮮は4月末に南北軍事境界線のある板門店で南北首脳会談を行うことで合意し、さらに、北朝鮮は米国との首脳会談を提案した。

しかしながら、北朝鮮によるほほ笑み外交や融和ムードの演出の背景には、これまでの制裁措置により国際的な孤立を深めている北朝鮮が、国際社会を揺さぶることで制裁包囲網に風穴を開け、日米韓の連携を弱体化させる意図があることは想像に難くない。

また、1994年の核開発凍結を定めた米朝の枠組み合意など、過去の合意はことごとく破棄されていることも忘れてはならない。

北朝鮮が非核化に向けた真摯な意思と具体的な行動を示さない限り、意味のある対話は期待できず、日米韓をはじめ国際社会の連携を後退させることなく、最大限の圧力をもって北朝鮮の非核化と拉致事件の解決を図る必要がある。

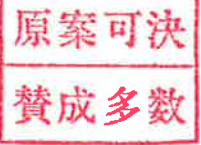
よって国会並びに政府におかれては、米国や韓国をはじめ国際社会との連携を一層強化し、対話と圧力、行動対行動の原則の下、強力な制裁措置の徹底により、北朝鮮に核・ミサイル開発を放棄させるとともに、拉致被害者全員を一刻も早く救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

新潟県議会議長 金谷国彦

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
防衛大臣	小野寺五典様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	加藤勝信様



第6号発議案

森友学園関連文書改ざん問題の 徹底的な解明を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年3月23日

提出者	佐松小	藤原林	卓良一	之道大	榆高桜	井橋井	辰直甚	雄揮一	宮皆	崎川	悦雄	男二
賛成者	中矢富西早中帆三志佐佐	村野樫川川野苺富田藤藤	康一洋吉謙佳邦浩久	司学成吉秀洸治一男雄雄	笠石小岩尾村渡星涉片重	原塚島村身松辺野谷野川	義良孝二惇伊明隆	宗健隆一昭郎夫治猛広	青横佐沢柄小石安青小	柳尾藤野沢野井沢木島	正幸正峯太義	司秀純修三生修子一郎徳

新潟県議会議長 金谷国彦様

森友学園関連文書改ざん問題の 徹底的な解明を求める意見書

学校法人森友学園への国有地売却に関する決裁文書が改ざんされていたのではないかと疑惑について、財務省は本年3月12日、国会に対し調査内容を報告した。財務省によると、改ざんされたのは14文書にのぼり、森友学園との価格交渉の経緯や「本件の特殊性」などの文言、財務省本省の関与を疑わせる記述、安倍総理夫人や複数の政治家の名前などを削除したことを認める内容である。

今回の文書改ざんは佐川前国税庁長官の国会答弁との整合性を図るためというが、本省の指示で昨年2～4月に行われ、このうち一つは情報公開法に基づく開示請求後であったとされるなど、過去に例を見ない悪質な行為である。しかし今回の調査においても、具体的に、いつ、誰が、どのように、何のために改ざんしたのか、誰かの指示があったのかなどの事実関係の解明は全くもって不十分と言わざるを得ない。財務省がなぜ虚偽答弁や文書を改ざんしたのか、徹底的に追及し解明しなければならない。

公文書は国や自治体が国民に説明する責務を果たすための重要な資料で、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源である。公文書が改ざんされると国民が国家を監視できず、行政への信頼が失われ日本の民主主義そのものの根幹が揺らぐこととなる。

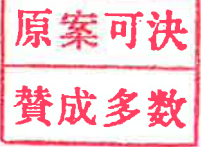
よって国会並びに政府におかれては、森友学園問題を徹底追及・解明し、国民に対する説明責任を果たすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

新潟県議会議長 金谷国彦

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様



第8号発議案

働き方改革の推進に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年3月23日

提出者	榎 高 桜	井 橋 井	辰 直 甚	雄 揮 一	宮 皆	崎 川	悦 雄	男 二	松 小	原 林	良 一	道 大
賛成者	中 矢 富 佐 沢 柄 小 石 安 片 重	村 野 樫 藤 野 沢 野 井 沢 野 川	康 一 正 峯 隆	司 学 成 純 修 三 生 修 子 猛 広	笠 石 佐 西 早 中 帆 三 志 小	原 塚 藤 川 川 野 苅 富 田 島	義 卓 洋 吉 謙 佳 邦 義	宗 健 之 吉 秀 洸 治 一 男 徳	青 横 小 岩 尾 村 渡 星 青 佐	柳 尾 島 村 身 松 辺 野 木 藤	正 幸 良 孝 二 惇 伊 太 久	司 秀 隆 一 昭 郎 夫 夫 郎 雄

新潟県議会議長 金谷国彦様

働き方改革の推進に関する意見書

我が国経済の再生に向けては、投資やイノベーションの促進を通じた生産性向上と労働参加率向上を図る必要があり、そのためには、誰もが生きがいを持って、その能力を最大限発揮できる社会を創ることが求められている。

現在、政府は、働く人の視点に立った労働制度の抜本改革を通じて、一人一人がより良い将来の展望を持ち得るようになるための働き方改革に向けた取組を進めているが、今国会における働き方改革関連法案をめぐる審議においては、厚生労働省の裁量労働制に関する調査の不備が議論の停滞を引き起こした。

政府は、国民の信頼回復に向けて、正しいデータに基づく丁寧な説明を早急に行う必要があり、生産性向上に資する柔軟で多様な働き方の選択肢を広げるための制度改革を後退させてはならない。

また、大企業に比べ人手不足など経営環境の厳しい中小企業・小規模事業者においては、発注企業側の労働時間の短縮等が進むことにより、下請企業側にそのしわ寄せが生じることが懸念されており、問題のある商慣習の見直しや取引条件の改善に向けた取組が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者の状況に十分配慮しながら、我が国経済が国際競争力を失うことのないよう、国民への丁寧な説明とともに、働き方改革の実現に向けた取組を適確に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

新潟県議会議長 金谷国彦

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	加藤勝信様
経済産業大臣	世耕弘成様
働き方改革担当大臣	加藤勝信様